最終更新日：2020年7月29日

長野計器株式会社
代表取締役社長　佐藤　正継
問合せ先：法務・コンプライアンス部　03-3776-5379
証券コード：7715
http://www.naganokeiki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高めるとともに、社是及び企業理念の実現に努め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることがコーポレートガバナンスの役割であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実を行います。

1　株主及び株主以外のステークホルダーとの関係
（1）　株主との関係
イ　株主の権利が適切に行使できる体制を整備する。
ロ　株主の実質的な平等性を確保するために十分配慮する。
（2）　株主以外のステークホルダーとの適切な協働
株主だけでなく株主以外のステークホルダーとの関係においても、経営の透明性を高め、法令はもとより倫理に基づき健全で公正な企業活動を行う。

2　株主との対話
取締役社長及び取締役自身が説明を行うことにより、株主や投資家との間で対話を推進する。

3　適切な情報開示と透明性の確保
当社は、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示を進める。

4　コーポレートガバナンスの体制
（1）　当社は、監査役会設置会社を採用する。
（2）　当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営の意思決定と監督機能により中長期的な企業価値の向上を目指す。
（3）　取締役会は、取締役の専門的知見に基づく経営判断を尊重するとともに、社外取締役の独立した助言・提言も尊重し、取締役の業務執行に対して監督を行う。
（4）　監査役会は、社内監査役と内部監査部門との連携を強化し、社外監査役の豊かな経験と見識を活用し取締役の業務執行を監査する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（補充原則1-2-2）
当社は、株主の株主総会の議案に係る検討期間の確保に配慮しつつ、会計監査人及び監査役会の監査期間の確保と正確な情報を記載した招集通知の発送日程等を考慮したうえで、招集通知を法定発送期限の2営業日から4営業日前に発送しております。
当社は、株主に対して公平かつ正確な情報提供等を行うため、招集通知を発送する前のTDnetや自社のウェブサイトによる電子的な公表はしておりません。

（補充原則1-2-4）
当社は、株主状況から海外投資家及び海外投資家等の比率が低く、費用対効果等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳は行っておりません。
今後、株主構成等の推移を踏まえて議決権の電子行使を可能とするための環境の整備を検討いたします。

（原則3-1情報開示の充実）
（1）企業理念・経営戦略の基本方針
経営戦略・経営計画については、当社の中期経営計画及び決算説明会にて使用した資料（業績に関する資料に限る。）を当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
中期経営計画（http://www.naganokeiki.co.jp/content/files/IR_files/downloaddata/tyuukikeikaku202005.pdf）
決算説明会資料（http://www.naganokeiki.co.jp/ir/paresentation/）
当社の事業計画は、上記中期経営計画に経済環境を考慮したうえ、当該事業年度の業績予想として決算短信に公表しております。
また、当社の決算説明会にて使用した資料（上記資料を除く。）は、当社ホームページに掲載しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、取締役の報酬については株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。
また、経営陣幹部とその他個々の取締役の報酬額は取締役会の授権により代表取締役が客観的指標とその他の定性的要素からなる一定の基準に基づき決定しております。
なお、取締役の報酬は、固定報酬である金銭報酬と当社株主と利益認識を共有する株式報酬で構成されております。株式報酬については、2019年6月27日開催の第97回定時株主総会に附議し承認可決され導入いたしました。株式報酬の対象者は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象とします。

（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、経営陣幹部の選任の方針を定めてはおりませんが、経営陣幹部は取締役会規程に基づき、取締役会で決議しております。
また、取締役及び監査役は、取締役会が定めた倫理観・誠実性・価値観・経験を考慮要素とする取締役・監査役選出基準に基づき、取締役会の決議により指名しております。また、当該基準を充たさない取締役及び監査役（任期満了を除く。）は定時株主総会の決議により解任手続を進めることを検討します。

（5）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
　個々の取締役及び監査役の選任理由は、株主総会の招集通知において役員選任議案の略歴、地位、担当及び重要な兼職状況に加えて、明瞭に記載しております。
　また、解任理由は、「正当な理由」を同様に招集通知の役員解任議案に記載してまいります。

（補充原則3-1-2）
　当社は、海外投資家等の比率が低いため、費用対効果等を勘案し英文の情報開示・提供を最小限にとどめておりますが、今後当社の株主構成等の推移を踏まえ英語での情報の開示・提供の充実を検討してまいります。

（補充原則4-1-3）
　当社の最高経営責任者である社長候補者の育成は、その当時の最高経営責任者が、中堅クラスの社員対象に代表取締役による講義（Sスタッフ）、工場の管理職対象に社長または外部講師による研修（MMF）ならびに部課長会議などで一定の幹部クラスを対象に指導することにより役員候補を育成する企業風土が定着してきたため、これに従います。
　当社は、上記企業風土を継続しつつ、法務研修会、工場見学、社内取締役からの事業説明によるディスカッション、技術発表会及びグループ会社訪問等を実施したうえで全社的な経営責任を負う意識づけや経験を重ねております。この意識づけ及び経験を経た候補者の中から人格・識見・実績・経験等を総合的に勘案して適当と認められる者を後継者として選定することとしております。

（原則4-2）
　取締役会は、中期経営計画のもと、経営陣幹部（社長）による収益を生み出していくことで生じる経営課題とリスクを管理し、その課題の克服に向け助言を行ってまいります。
　また、監査役及び社外取締役及び非常勤取締役は、株式報酬を実施していませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しています。
　なお、上記を除く経営陣の報酬は、会社の業績等に反映する株式報酬制度の導入を2019年６月27日開催の第97回定時株主総会に附議し承認可決され導入いたしました。株式報酬の対象者は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象とします。

（補充原則4-2-1）
　取締役の報酬は、固定報酬である金銭報酬と当社株主と利益認識を共有する株式報酬で構成されております。株式報酬制度の導入については、2019年６月27日開催の第97回定時株主総会に附議し承認可決され導入いたしました。株式報酬の対象者は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象とします。その際、金銭報酬と株式報酬の割合、中長期的な業績と連動する株式報酬の割合及び条件等に関して適切に設定するよう熟慮しています。
　また、上記割合及び条件等の設定プロセスにおいて、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会で討議しながら意見を可能な限り反映できるような手続で検討しております。

（補充原則４－３－１）
　当社は、経営陣幹部の選任の方針を定めておりませんが、経営陣幹部の選任は取締役会規程の決議事項であり、取締役会で決議いたします。
　また、取締役会が定めた取締役・監査役選出基準に基づき、取締役及び監査役を取締役会の決議により指名しております。

（補充原則４－３－２）
　取締役会は、代表取締役の選解任を自ら定めた会社の目指すべきところ（企業理念等）、経営戦略、経営計画において重要な業務執行の決定であることを認識し、取締役会において十分な時間と資源をかけたうえでCEOの資質を備えた者を選任するよう体制を整備いたします。

（補充原則４－３－３）
　取締役会は、代表取締役の選解任を自ら定めた会社の目指すべきところ（企業理念等）、経営戦略、経営計画において重要な業務執行の決定であることを認識し、取締役会において十分な時間と資源をかけた代表取締役がその資質を充たさなくなった者を事前に取締役会の決議のうえ、株主総会で解任する手続を整備いたします。

（原則4-8）
　当社は、2019年６月27日開催の第97回定時株主総会で独立社外取締役１名を選任し、独立社外取締役を２名としております。継続的に独立社外取締役の増員を検討しております。

（原則4-10）
　当社は、現時点では独立社外取締役の少なさから一般株主の利益及び当社の中長期的な企業価値向上において独立的に討議できる体制ができていないため、任意の委員会を置いておりません。
　当社は、取締役の報酬については株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役会の授権により代表取締役が一定の基準に基づき決定しております。

（補充原則4-10-1）
　原則4-10の実施しない理由をご参照ください。
　原則４－８のとおり、継続的に独立社外取締役の増員を検討しております。
　経営陣幹部・取締役の指名は取締役会において十分時間と資源をかけたうえ指名をしていきます。

（原則4-11）
　当社の取締役は、製造業であることから管理部門・営業部門・技術部門・製造部門から偏りなく構成されております。また、性別及び国籍に関係なく経営陣にステップアップできるようなスキルアップの体制の整備を進める予定です。当社の監査役は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ者で構成されています。同時に経理・財務部経験者が在籍する監査部でサポートし、法務に関する知見に関して法務・コンプライアンス部がサポートしております。また、監査役補助スタッフおよび会計監査人との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制としております。
　当社では、取締役及び監査役が１年間の取締役会の実効性に関して分析・評価を行っております。

（補充原則4-11-3）
　当社では、取締役及び監査役が１年間の取締役会の実効性に関して分析・評価を行っております。

（原則５－２）
　中期経営方針等より、経営戦略、収益計画や資本政策の基本的な方針及び売上高、営業利益等の財務情報（収益力・資本効率等に関する目標も含む）の目標値を当社ホームページ等で開示しております。また、自社の資本コストを的確に把握できるように社内の意識強化をはじめとした体制の整備を進める予定です。

また、株主総会後の会社説明会や決算説明会において、社長自らが目標達成に向けた具体的な施策を説明することにより、株主や投資家に直接理解を図るようにしていく予定です。
なお、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢だけでなく今までの事業構成、設備、研究開発及び人材投資の分析成果もできる限り踏まえ、毎年見直しを進め、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1-4　政策保有株式）
当社グループが行う圧力計事業、圧力センサ事業、計測制御機器事業等において今後も成長を続けていくために生産・開発・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、相互の「事業拡大・発展」、「販売・取引強化」、「取引関係維持・発展」など総合的に勘案し、取締役会で中長期的な企業価値の向上に必要な場合に政策保有株式として保有し、中長期的な企業価値向上に必要としない場合には縮減していく方針です。
上記の方針から保有する政策保有株式は、年1回、取締役会において、当社における中長期的な企業価値の向上の要否の判断事項として企業業績をはじめとする定量項目と保有目的をはじめとする定性項目により総合的に勘案し、保有の適否を判断してまいります。
議決権の行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と反社会的行為を行っていないか等に加えて、個別の議案の内容が株主利益を毀損しないか中長期的に投資先企業の企業価値の向上につながるかどうか等を確認し判断を行います。

（原則1-7　関連当事者間の取引）
1. 当社は、取締役会規程において、取締役の競業取引及び利益相反取引についてあらかじめ取締役会において当該取引を審議し、承認する旨を規定しております。
2. 当社は、取締役及び大株主との取引（関連当事者）を行う場合、取締役会において、当該取引の構成、年間取引金額等を踏まえ、下記の観点から審議し承認する手続を行います。
①無償または廉価の取引になっていないか。
②第三者を形式的・名義的に介在させる取引でないか。
3. 年に1回当社及び当社グループ会社を対象に関連当事者調査を行っております。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
企業年金制度に関し、当社は確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC）及び計測機器業界の連合型企業年金基金に加入して、その運用は金融機関に委託しております。
当社は、企業年金の運用において安定的な資産形成が維持されるような取り組みを実施しており、企業年金における資産の運用状況や体制につき社内に対して説明責任を果たしてまいります。
また、当社企業年金基金は、理事長に代表取締役会長及び代議員に人事部次長が在任し、運営に参画しております。当社グループの企業年金は当社の人事部を所管部署として、適切な資質を有する担当者を配置し、企業年金の運用状況について運用機関と定期的な情報交換を行っております。
同基金においては投資先の選定または議決権行使を委託した金融機関へ一任する契約を締結することで利益相反に関する管理を行っております。

（原則3-1　情報開示の充実）
（1）企業理念・経営戦略の基本方針
当社の企業理念・経営戦略の基本方針は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由　原則3-1（1）」をご参照ください。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社の企業理念及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン第1章総則　コーポレートガバナンス・ガイドラインの目的」に掲載しておりますのでご参照ください。
（http://www.naganokeiki.co.jp/content/files/company/guideline20181214.pdf）

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由　原則3-1（3）」をご参照ください。

（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由　原則3-1（4）」をご参照ください。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役および監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
個々の取締役及び監査役の選任理由は、株主総会の招集通知において役員選任議案の略歴、地位、担当及び重要な兼職状況に加えて、明瞭に記載しております。

（補充原則4-1-1取締役会の役割・責務）
取締役会の役割・責務は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン第6章コーポレートガバナンスの体制　1取締役会の役割」に掲載しておりますのでご参照ください。
（http://www.naganokeiki.co.jp/content/files/company/guideline20181214.pdf）

（原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
取締役会は、会社法に定める社外取締役の要件に合致し、かつ以下の独立性に関する判断基準をもとに当該基準に抵触しない者を独立社外取締役の候補者に選定いたします。
A.　当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
B.　当社の主要な取引先又はその業務執行者
C.　当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
D.　最近においてA、B又はCに掲げる者のいずれかに該当していた者
E.　次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
(A)　Aから前Dまでに掲げる者
(B)　当社の子会社の業務執行者

（C） 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（D） 最近において前（B）～（C）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（補充原則4-11-1取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件1）
当社の取締役の選任は管理部門・営業部門・技術部門・製造部門から選任（8名）、このほか取締役1名、社外取締役2名、監査役4名（内社外監査役2名）で構成されております。取締役のうち、社内部門の取締役8名は業務に精通することが選任基準となっております。独立社外取締役2名は、当社の業種と異なる出身である者及び元国会議員と元県会議員を務めた者、社外監査役は金融機関出身者となっているなどバランスと多様性を考慮して選任しており、経験・能力のバランス、多様性を図っています。
当社は、経営陣幹部の選任の方針を定めておりませんが、経営陣幹部の選任は取締役会規程の決議事項であり、取締役会で決議いたします。また、取締役会が定めた取締役・監査役選出基準に基づき、取締役及び監査役を取締役会の決議により指名しております。

（補充原則4-11-2取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件2）
取締役及び監査役による他社の兼務の状況は、有価証券報告書、事業報告及び株主総会参考書類に公表しております。

（補充原則4-11-3取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件3）
取締役会の効率性の分析・評価は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由　補充原則4-11-3」をご参照ください。

（補充原則4-14-2取締役・監査役のトレーニングの方針）
取締役および監査役に対するトレーニングの方針は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン第6章コーポレートガバナンスの体制　5取締役・監査役のトレーニング」に掲載しておりますのでご参照ください。
（http://www.naganokeiki.co.jp/content/files/company/guideline20181214.pdf）

（原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針）
株主との建設的な対話に関する方針は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン第4章株主との対話」に掲載しておりますのでご参照ください。
（http://www.naganokeiki.co.jp/content/files/company/guideline20181214.pdf）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エア・ウォーター株式会社	1,402,000	7.22
長野計器取引先持株会	1,288,511	6.64
株式会社八十二銀行	842,348	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	803,900	4.14
大陽日酸株式会社	700,000	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	682,800	3.52
宮下　茂	578,149	2.98
日本電産サンキョー株式会社	521,056	2.68
八十二キャピタル株式会社	505,600	2.60
戸谷　直樹	501,200	2.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式16,019株があります。自己株式には、「株式報酬制度」に基づき三井住友信託銀行株式会社が保有する当社株式（170,000株）を含んでおりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　正徳	他の会社の出身者											
寺島　義幸	他の会社の出身者										○	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　正徳	○	独立役員に指定しております。	経済産業省、中小企業庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識を独立した立場から当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、社外取締役として選任しております。 東京証券取引所が定める独立役員・社外役員に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
寺島　義幸	○	独立役員に指定しております。 寺島義幸氏の後援団体の蓼浅会に対し、当社は会費及び寄付を支払っておりますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。	衆議院議員及び長野県議会議員として培われました豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識があり、会社経営に直接関与した経験はありませんが、会社勤務の経験も含めて、培われた豊富な経験と見識を事業家の視点とは異なる立場から当社の経営に活かして頂くとともに取締役会の一層の活性化を図るため、新

			たに社外取締役として選任しております。 寺島義幸氏の後援団体の蓼浅会に対し、当社は会費及び寄付を支払っておりますが、 過去5年間における平均支払額（30万円以下）は、僅少であり同氏の独立性は確保されております。 東京証券取引所の定める独立性基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査の状況＞
1. 監査役監査の状況
組織・人員
（1） 当社の監査役は4名であり、常勤監査役2名と社外監査役2名から構成されております。
（2） 社外監査役2名は、それぞれ、金融機関及び企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。
（3） 監査役の職務を適切に補助できるスタッフを兼務で1名配置し、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制としております。

2. 監査役会の活動状況
（1） 2019年度は監査役会を17回開催しております。
（2） 監査役会の主な検討事項は以下の通りです。
・期初における当該年度の監査方針・監査計画の決議並びに上期及び年間の監査活動のレビュー（本項の各内容は取締役会にも報告）
・監査報告書の作成及び会計監査人の選解任・報酬同意等の法定事項の決議
・会計監査人による四半期レビュー報告、監査結果、取締役との意見交換で認識した課題等について検討
〔監査役会への出席状況〕
常勤監査役 今井　善治 17回／17回
常勤監査役 小田中　衛 10回／10回
社外監査役 齋藤　英秋 17回／17回
社外監査役 水澤　博敏 17回／17回
（注）常勤監査役　小田中　衛氏は、2019年6月27日開催の第97回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、上記監査役会の開催回数が他の監査役と異なっております。

3. 監査役の主な活動状況
2019年度の監査役の主な活動状況は以下の通りです。
（1） 重要会議への出席
・定時株主総会、取締役会：監査役全員が出席
・経営委員会：社外監査役齋藤英秋氏が1回欠席を除いて監査役全員出席
・執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会等：常勤監査役が出席
（2） 会計監査人との情報共有、意見交換
会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告等：会計監査人と監査役全員
（3） 監査部との情報共有、意見交換
内部監査報告、内部統制の整備・運用状況、リスク状況等の確認、情報の共有等
・内部監査部門と監査役全員
（4） 取締役会長と取締役社長との意見交換会による経営方針、経営状況や課題等について確認及び情報の共有化：取締役会長と取締役社長と監査役全員との意見交換会
（5） 監査役監査による一部の部署を対象に実地による状況聴取等：常勤監査役が出席
（6） 国内グループ会社の監査
・常勤監査役主体による国内グループ会社10社の往査

＜内部監査の状況＞
内部監査については、監査部（2名）が、年度監査計画に基づいて、業務全般にわたる内部監査を実施しております。
監査部は、内部監査規程に則り次のとおり監査役との連携を図っております。
1. 監査計画策定
内部監査年度計画の策定において、監査役の意見を求めております。また、代表取締役に提出し承認を得た内部監査計画書を、監査役に提出しております。

2. 内部監査実施
　内部監査を実施した場合は、代表取締役に提出し承認を得た内部監査報告書の写しを監査役に提出しております。内部監査計画外の臨時監査を実施する場合は、その目的及び方法につき監査役の意見を求めます。

3. 資料の提供
　内部監査のために収集した資料において、監査役から要求があったもの、あるいは内部監査部門において必要と判断したものについては、その写しを監査役に提供しております。

4. 監査役との会合
　必要な都度不定期に会合を行い、相互の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋藤　英秋	他の会社の出身者													
水澤　博敏	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　英秋		―――	金融機関経営者及び企業経営者の豊かな経験と経営全般に関する客観的かつ公正な見識により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っていただくとともに、監査役として重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただいており、社外監査役として選任しております。
水澤　博敏		―――	金融機関経営者及び企業経営者の豊かな経験と経営全般に関する客観的かつ公正な見識により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っていただくとともに、監査役として重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ報酬という不確定な算定方法は、変動の基礎をいかなる指標に求めるのかという不明確な部分があります。また、年々の業績の変動を平準化することを考慮していることから、インセンティブの付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期に係る報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役	11名	186百万円
（うち社外取締役）	（2）	（9）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬については株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、経営陣幹部とその他個々の取締役の報酬額は取締役会の授権により代表取締役が客観的指標とその他の定性的要素からなる一定の基準に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に取締役会資料を配布し、資料に関する質問に対して資料作成部署にて対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
宮下　茂	相談役	・業界団体活動に従事 ・代表取締役社長在任期間中の取引先等との関係維持の役割に従事	非常勤 報酬有	2011/06/29	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

相談役及び顧問は、当社定款及び社内規程に則り、当社取締役会の決議により置くこととなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

企業統治の体制の概要

1. 取締役会

（1）目的

取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営の意思決定と監督機能により中長期的な企業価値の向上に努めるべく以下の役割等を果たしております。

企業理念を踏まえ、経営戦略の策定、経営資源の配分等の方向性を慎重に議論したうえ、中期事業計画及び事業計画を策定し、取締役社長及び取締役が中期事業計画のもと業務執行を進めるうえで生じる経営課題とリスクを管理し、その克服に向け助言を行っております。

独立かつ客観的な立場から取締役社長及び取締役に対し経営戦略の策定、経営資源の配分等の方向性につき助言を行っております。

（2）権限

取締役会は、原則毎月1回以上開催され、法定事項を含む重要事項について審議及び決定を行い、取締役の業務執行を監督しております。当連結会計年度の開催回数は15回であります。

（3）構成員：15名（うち社外取締役2名、社外監査役2名）2020年6月29日現在

代表取締役会長	依田　恵夫
代表取締役社長	佐藤　正継
常務取締役	平井　三治
常務取締役	矢島　寿衛
取締役	山岸　一也
取締役	長坂　　宏
取締役	角龍　徳夫
取締役	小野澤　潤一郎
取締役	小林　豊茂
社外取締役（独立役員）	鈴木　正徳
社外取締役（独立役員）	寺島　義幸
常勤監査役	今井　善治
常勤監査役	小田中　衛
社外監査役	齋藤　英秋
社外監査役	水澤　博敏

2. 監査役会

（1）目的

監査役会は、常勤監査役の持つ高度な社内情報収集力と社外監査役の強固な独立性を有機的に組み合わせ、監査の実効性を高める体制としております。

（2）権限

監査役会は、監査役監査基準に監査役の職責と心構えを定め、それぞれの監査役がこれを実践するように促しております。監査役は、取締役会等の会議への出席により経営監視機能を果たしております。

（3）構成員：4名（うち社外監査役2名）　　2020年6月29日現在

常勤監査役	今井　善治
常勤監査役	小田中　衛
社外監査役	齋藤　英秋
社外監査役	水澤　博敏

3. 経営委員会

（1）目的

「取締役会規程」及び「経営委員会規程」により、取締役の迅速かつ適正な意思決定を図っております。

（2）権限

取締役会附議案件については、事前に審議を行い、「経営委員会規程」による附議案件は決議を行っております。

（3）構成員：8名 2020年6月29日現在

代表取締役社長	佐藤　正継
常務取締役	平井　三治
常務取締役	矢島　寿衛
取締役	山岸　一也
取締役	長坂　　宏
取締役	角龍　徳夫
取締役	小野澤　潤一郎
取締役	小林　豊茂

これらのほか、「執行役員会」及び「内部統制委員会」を設置しております。

当社は、執行役員制度を採用し、業務執行取締役が執行役員に対して指揮・監督を行っており、「執行役員会」は、会社の重要な執行業務に関する事項を審議しております。

「内部統制委員会」は、内部統制制度の充実を図ることを目的に会社法に定める「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制」を整備するとともにその運用を行っております。

＜会計監査の状況＞

1. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 継続監査期間　24年間

3. 業務を執行した公認会計士

京嶋　清兵衛

大村　広樹

4. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他4名となっております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の効率化と取締役に対する業務執行への監督及び監査役会による監視機能を図るため、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算の説明会を開催しております。 その他に、アナリストやファンドマネージャーからの要請により、個別の面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、事業報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	会社敷地内への植樹の推進や、事業所に近い多摩川・千曲川河川敷の美化活動へ参加しております。 また、施設を地域に開放するとともに、資料館（丸窓電車）の一般公開を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針について決定しており、その概要と整備の状況は以下のとおりであります。

(a)当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款並びに社会的倫理を遵守するために「長野計器グループ企業行動憲章」等の社内規程を制定しております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して職務の執行を監査しております。また内部統制委員会は、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じる体制の整備を行っております。

(b)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務に係る情報を文書管理規程並びにその他の社内規程に従い、適切に文書を作成し、その保存及び管理を行っております。

(c)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク発生の防止及び損失の最小化を図るために、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクマネジメント委員会が設置されており、同委員会は、リスク管理体制の整備を行っております。

(d)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を採用し、執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を図っております。また、経営委員会は、規程に基づき、権限委譲された事項の審議決議をするとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

(e)当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等に限定せず「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行っております。またコンプライアンスマニュアル等を利用したコンプライアンス研修の企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を行っております。

(f)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等から事業の状況を定期的に受け、事前協議を行っております。
また、重要事項については、取締役会に報告しており、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制を整備しております。
なお、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、長野計器グループ全体のリスク管理体制を構築する方針です。

(g)当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役よりその職務を補助すべき従業員が求められ、現在１名が兼務で当該業務に従事しております。
また、その業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

(h)当社の監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の監査業務を補助すべき従業員は、監査役からのみ指揮命令を受けるものとし、監査の透明性を高めることから、人事異動等は、監査役会の同意を得て行う方針です。

(i)当社の監査役への報告に関する体制
当社又は子会社の取締役等が、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき及び取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、適宜・適正に当社の監査役会に報告するような体制をとっております。
また、監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び従業員の業務執行上の重要な情報を把握できる体制の整備を行っております。

(j)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行ったことにより、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その徹底を図ります。

(k)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続に係る方針
当社は、監査役の職務の執行により発生する費用の前払等請求があったときは、監査役の職務の執行に必要ないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う方針です。

(l)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する体制をとっております。
監査部は、適宜内部監査の内容を監査役に報告し、監査役監査の実効性向上に協力しております。

(m)反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社は、反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団・総会屋等の団体やこれらの関係企業等の反社会的勢力に対しては「一切の関係を持たない」ことを基本的な考え方としております。
その考え方を取締役、監査役及び従業員に徹底する目的で、「長野計器グループ役職員行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」においても、その方針等が明記されております。
また、整備状況につきましては、上記「１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(m)に記載のとおりであります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスの遵守を重要な経営方針のひとつとしております。
この方針を貫く目的で、組織体制を構築し、重要な会社情報の開示については、法令及び社内規程等に基づき、開示すべき情報を網羅的に把握するとともに正確性を確保し、迅速な公表を行うことができる社内体制を敷いております。
また、法務・コンプライアンス部を設置し、法令等の遵守に対して一層の強化を図るとともに、内部統制制度の充実を図ることを目的に内部統制委員会を設置しております。

なお、会社情報の適時開示に係る社内体制の具体的な内容は、以下のとおりです。

当社は、適時開示の主務部門を法務・コンプライアンス部として定めております。
法務・コンプライアンス部は、各部門長及びグループ会社の代表者より重要な事実・情報の報告を受け、当該情報が金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、適時開示の必要性を判断し、開示資料を作成します。
開示資料は、開示内容の正確性を検討するため、関係部門との協議を経て、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、法務・コンプライアンス部にて適時開示が行われます。
決算情報については、経理部が作成し、取締役会での承認を得て、開示が行われます。

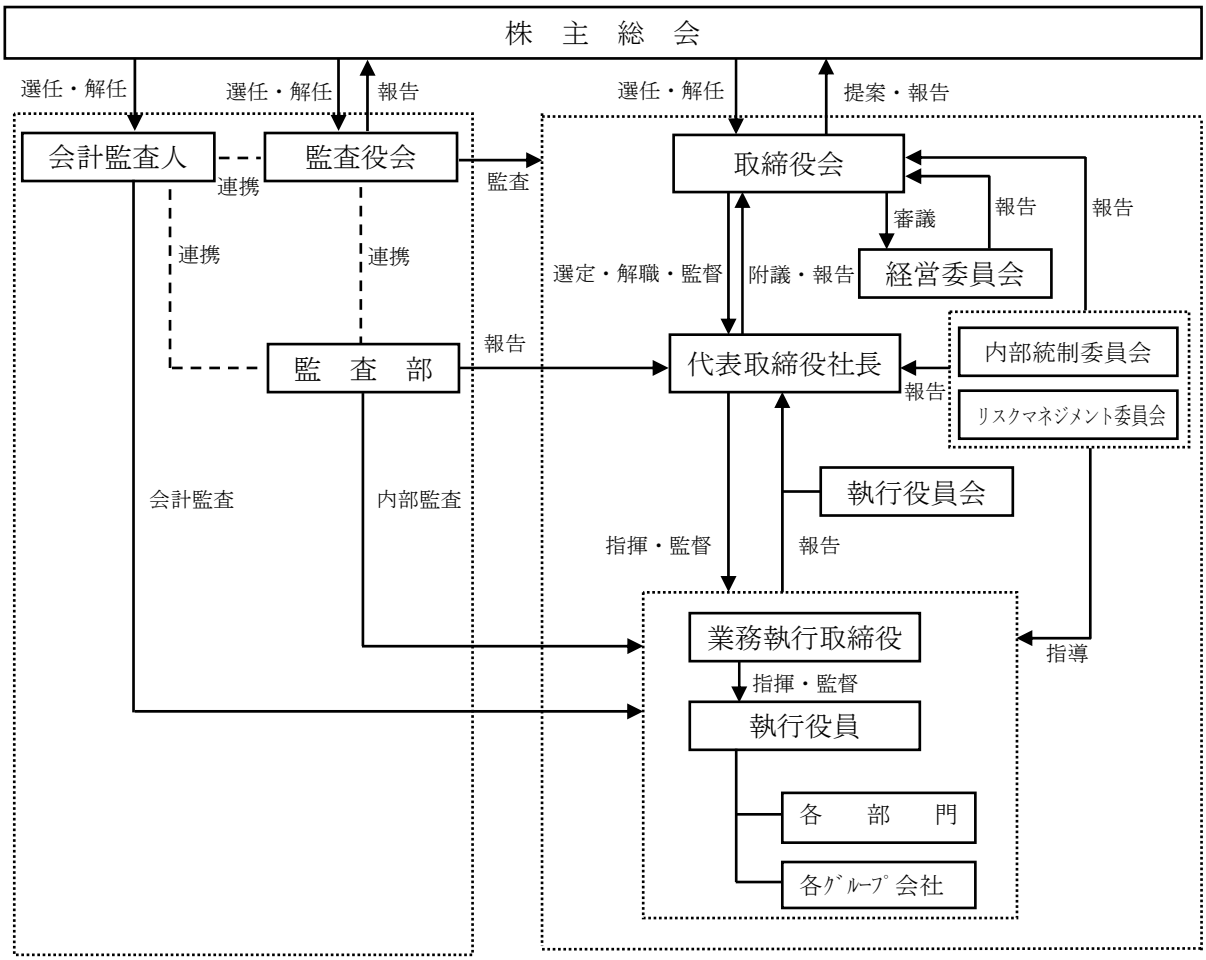
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
報告
選任・解任
提案・報告
会計監査人
監査役会
連携
監査
取締役会
審議
報告
報告
連携
連携
選定・解職・監督
附議・報告
経営委員会
内部統制委員会
監　査　部
報告
代表取締役社長
報告
リスクマネジメント委員会
執行役員会
会計監査
内部監査
指揮・監督
報告
業務執行取締役
指導
指揮・監督
執行役員
各　部　門
各ｸﾞﾙｰﾌﾟ会社